

台風、水害、地震、大雪など

相次ぐ自然災害で

住宅修理トラブル多発中!!



©神奈川県
消費生活キャラクター
ニャン吉



©神奈川県警察
シンボル・マスコット
「ビーガルくん」
「リリポちゃん」

>>>>>>>> 「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談事例 <<<<<<<<<



うその申告をするように促された



自宅で発生した水漏れの修理のため、インターネットで検索した業者の担当者から、「火災保険を使って修理ができる」と言われ契約したが、説明の中で、**保険適用のためにうその申告をするよう促され不審に思った。**



違約金に納得がいかない



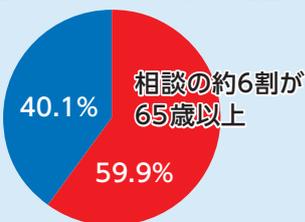
傷んだ屋根の確認を依頼した業者の担当者が、写真を撮影し「間違いなく保険金が下りる」と言ったので、保険金請求のサポート契約を結んだ。しかし、後日契約書を確認したところ、**保険金が下りて工事をしなかった場合は違約金がかかる**とあった。

※かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談をもとに再構成

神奈川県

住宅修理の

保険申請サポート等の相談



2018年度から2022年度の相談件数を基に作成
神奈川県消費生活課調べ



消費者へのアドバイス

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認しましょう。
- 保険金の請求は、ご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している損害保険会社や代理店に相談しましょう。
- うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。詐欺罪に問われる場合があります。
- 不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188）。



マモロン

あれっ?と思ったら、ご加入の保険会社、代理店や消費生活センターなどへご相談ください。



マモロン

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な消費生活相談窓口につながります!

業者との
トラブルに
関する
ご相談は
こちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

※受付時間：午前9～12時、午後1～5時 月～金（祝日・当協会の休業日を除く）

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808

全国共通・通話料有料
電話リレーサービス、IP 電話からは
03-4332-5241 へおかけください

受付日：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）受付時間：午前9時15分～午後5時

あなたの**保険金**が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。

保険金は**手数料なし**で
申請いただけます。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から
保険金の請求まで
**全てこちらに
お任せください!**

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。



もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな…



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に
まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」



<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

